

消費者としての心構え

3年生（女子生徒）

先日、学校で「消費者教育推進事業」の講話を聞く機会がありました。私は、講話を聞いて、普段生活している中でも、消費者として知らないことが意外とたくさんあることを知りました。一番驚いたことは、物を一つ買うことも契約になるということです。私は、契約というと会社同士などで交わす約束のようなすごく大きなことのようなイメージがありました。しかし、普段お店で物を買うとき「これ、ください。」と言い、店員さんが「かしこまりました。」と言うと契約が成立するなんて考えたこともありませんでした。また、未成年者が親の許可なく契約しても、法律で守られるものと、守られず解約できないものがあることも知りました。法律が改正され、私たちは、18歳から自分の責任でいろいろな契約ができるようになります。便利かもしれませんが、気を付けなければならないこともたくさんあるので、今回学んだことを今後の生活に活かせるようにしたいです。